

葛飾区児童館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月14日

葛飾区長

葛飾区条例第77号

葛飾区児童館条例の一部を改正する条例

葛飾区児童館条例（昭和41年葛飾区条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表葛飾区渋江児童館の項を削る。

付 則

この条例は、令和6年1月9日から施行する。